平成２４年（フ）第１７５号
松江市西尾町１番地１　市営西尾町アパート１号棟６号、前住所松江市西尾町１番地　城東コーポ12号
債務者　三宅　有子（旧姓菅江）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７８号
松江市上乃木２丁目７番20号、前住所松江市古志原３丁目16番15―212号　城東ハイツⅠ
債務者　福井　康徳
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８２号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋59―１宏明荘206号室、住民票上の住所宮崎県日向市永江町１丁目156番地　サニーハイツ203号
債務者　上杉　貴嘉
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８３号
松江市上乃木４丁目25番25―101号　ブルースカイマンション
債務者　川元　速美
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８４号
松江市八雲町日吉238番地12、住民票上の住所松江市東朝日町227番地　サーパス東朝日町南503号
債務者　津森　輝彦
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５３号
広島県呉市広白岳２丁目２番13―204号
債務者　住平　悦子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１５５号
広島県豊田郡大崎上島町大串2781番地
債務者　村松喜久子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３８４号
兵庫県川西市鴬台２丁目１番地の127
債務者　西本　淳子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第８号
盛岡市川目第13地割136番地３
債務者　佐々木祐介
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第９号
盛岡市川目第13地割136番地３
債務者　佐々木まゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１８１２号
名古屋市緑区桶狭間神明2809番地　サニーサイドヒルズ201号
債務者　十和田清子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５９号
神戸市灘区岩屋中町２丁目１番13―307号
債務者　無敵　　寛
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８２号
神戸市北区青葉台31番５号
債務者　樽井美智代
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４０号
神戸市北区甲栄台２丁目３番20―44号
債務者　倉内かおる（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５２号
神戸市兵庫区松原通４丁目４番18―1013号
債務者　水守　哲之
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５５号
神戸市垂水区塩屋町671番地の125　アンビエントジェームス山三番館214号、従前の住所神戸市垂水区旭が丘１丁目３番35―305号
債務者　北川　孝子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５号
神戸市北区有馬町266番地の11　クラーヴィス有馬207号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地
債務者　鵜飼　秀蔵
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部